

焼津市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）
- 第3章 市民と議会（第5条）
- 第4章 議会と行政（第6条—第8条）
- 第5章 委員会活動（第9条）
- 第6章 自由討議の保証（第10条）
- 第7章 議会及び議会事務局の体制（第11条—第14条）
- 第8章 政務活動費（第15条）
- 第9章 議員の政治倫理（第16条）
- 第10章 最高規範性と見直し手続（第17条・第18条）

附則

秀麗な富士と駿河湾をのぞみ豊かな志太野の自然にめぐまれた「海と生きるまち焼津」。

焼津市議会は、これまで市民福祉の向上と市政発展のため、行政との両輪による市政運営を行ってきたが、地方分権による地方自治体の権能の拡大に伴い、二元代表制のもと、地方自治の一翼を担う存在として、市長と対等な関係を維持しつつ、互いに抑制と均衡を保ち、市民の福祉の向上と市政の発展のため果たすべき役割や責務は、重要性を増している。

焼津市議会は、公平公正で開かれた議会づくりを推進するとともに、市民の考えを的確に把握し、より適切な政策決定を行い、また決定された政策の執行を監視し、さらには議会自ら、政策提言や政策立案を積極的に行い、市民に信頼された議会を目指すものである。

海とともに生き、先人が築いた歴史と伝統を、将来の世代に受け継ぎ、また創意工夫を重ね、新しい地方自治の時代における市議会としての基本理念・基本方針を定め、市民・市の執行機関及び議会の関係を明らかにするとともに、議員が活動するにあたっての行動規範として本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会の運営及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託にこたえ、もって市民の生活及び福祉の向上並びに市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、合議制の機関として、常に公正性、公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- （1） 市長その他の執行機関に対し、適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- （2） 市民に開かれた議会運営に努め、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- （3） 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- （4） 政策提言を積極的に行い、よりよい市政の発展に努めること。
- （5） 不断の議会改革に取り組むこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- （1） 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- （2） 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- （3） 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派の結成)

第4条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、政策の立案、決定、提言等に関し、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会

(市民と議会の関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）を原則公開とする。

3 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するために、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。

4 議会は、学識経験者等による専門的調査並びに公聴会及び参考人制度を活用して議会の政策形成に反映させるよう努める。

5 議会は、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を設けることができる。

第4章 議会と行政

(市長等との関係)

第6条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と常に緊張のある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 市長等は、本会議における議員の質問に対し、議長の許可を得て、質問趣旨の確認等のために反問することができる。

(3) 本会議における一般質問は、広く行政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等の背景、目的及び効果

(2) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(3) 市民参加の実施の有無とその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたるコスト計算

(7) 前各号に掲げるもののほか議会が必要と認める事項

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めることができる。

3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第8条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うものとする。

第5章 委員会活動

(委員会の活動)

第9条 委員会は、所管にかかわる市政の課題について、市長提案の議案等の審査、所管事項の調査並びに政策立案及び提言を積極的に行うものとする。

2 委員会の審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員会は、その意思決定に当たり、市民の意見聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行

うものとする。

- 4 委員長は、十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営を行うものとする。

第6章 自由討議の保証

(議員間討議)

- 第10条** 議員は、あらゆる会議において自らの意見及び考えを丁寧述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制

(議員研修)

- 第11条** 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を目的に議員研修の充実強化を図るものとする。
- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民及び他の自治体の議会との議員研修等を積極的に開催するものとする。

(議会図書室)

- 第12条** 議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

- 2 議会図書室は、議員のみならず、だれもがこれを利用できるものとする。

(議会事務局の体制整備)

- 第13条** 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

(議会広報の充実)

- 第14条** 議会は、議案に対する議員の賛否の態度を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

- 第15条** 焼津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年焼津市条例第6号）の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性を確保するものとする。

第9章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

- 第16条** 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観を持ち、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品格を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

- 2 政治倫理に関することは、別に定める。

第10章 最高規範性と見直し手続き

(最高規範性)

- 第17条** この条例は、議会における最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定し又は改廃してはならない。

- 2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営しなければならない。

- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

(見直し手続)

- 第18条** この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。